

会議名	第49回板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会
開催日時	平成29年11月2日（木）午前10時00分～12時00分
開催場所	板橋区役所 4階災害対策室
出席者	<p>[委員 15名]（敬称略）</p> <p>八藤後会長、水村会長代理、桑波田委員、佐々木委員、堀井委員、曾輪委員、野原委員、杉浦委員、マンタル委員、向畑委員、加藤委員、澤口委員、竹澤委員、黒田委員、飯沼委員（代理1名）</p> <p>（欠席3名）</p> <p>[関係機関オブザーバー 1名]</p> <p>篠原いたばし総合ボランティアセンター所長</p> <p>[事務局 7名]</p> <p>（福祉部）小池福祉部長、星野障がい者福祉課長、ユニバーサルデザイン推進係3名、</p> <p>（都市整備部）内池都市計画課長</p> <p>（その他）委託事業者1名</p>
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）
傍聴者数	0名
次 第	<p>第49回板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会</p> <p>1 開会</p> <p>2 審議・報告事項</p> <p>（1）ユニバーサルデザインに関する職員アンケート調査結果報告について</p> <p>（2）ユニバーサルデザインガイドラインについて</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配布資料	<p>資料1 ユニバーサルデザインに関する職員アンケート調査結果報告について</p> <p>資料2 板橋区ユニバーサルデザインガイドライン（たたき台）</p>

<p>審議状況</p>	<p>(開会)</p> <p>1 開会</p> <p>(事務局)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから第49回板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会を始めさせていただきます。</p> <p>まず、会長から一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長)</p> <p>おはようございます。本日はユニバーサルデザインガイドラインの内容について話し合います。他自治体で作成されたものもありますが、全国的に見れば先進的な取り組みです。板橋区だけでなく、他自治体の参考となることも考えられますので、多くの方が活用できるよいものを作り上げていきたいと考えております。</p> <p>(事務局)</p> <p>事務局より、委員の交代があったことをご報告いたします。</p> <p>板橋福祉のまちをつくろう会からご推薦をいただいております塩尻輝雄委員の交代がございました。新たに着任されました堀井真由美委員でございます。</p> <p>(堀井委員)</p> <p>おはようございます。このたび、また委員を務めさせていただくことになりました。勉強させていただきながら務めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>ありがとうございました。もうお一方ご紹介させていただきます。</p> <p>東京都建設局第四建設事務所補修課長の浅見委員が人事異動によりまして、今回黒田真行委員がご着任されております。</p> <p>(黒田委員)</p> <p>東京都建設局第四建設事務所補修課の黒田でございます。よろしくお願ひします。環状7号線や山手通りといった都道の管理をさせていただいております。お気づきの点等ございましたら、ぜひご指摘いただければと思ひ</p>
-------------	---

ますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

本日は、濱添委員・湊委員・早坂委員が都合によりご欠席でございます。また本日の傍聴ですが、希望されている方がおりませんでした。それではここからの審議の進行を、会長にお願いしたいと思えます。

## 2 審議・報告事項

### (1) ユニバーサルデザインに関する職員アンケート調査結果報告について

(事務局から、資料1について説明)

(委員)

職種別の内容について、福祉職が一番低い結果となっています。ユニバーサルデザインという意味では、福祉職の方の意識をもっと高めていただきたい。どのように普及していくか、その方法をお聞きしたいです。

(委員)

今回のアンケートをみると、職種別比較で福祉の方が「区の発行物や取り組みを通じて」が少なくなっています。その部分で認知度を広げ、区の発行物や取り組みという方法で福祉職に対しアプローチを強めていくというのが、認知度を高める方法として有効なのではないでしょうか。

(事務局)

ユニバーサルデザインという新しい概念が、バリアフリーとの関係で理解が進んでいないと感じます。そういう意味で、ユニバーサルデザインの考え方を普及してまいります。

また福祉職のうち大きいものが保育士です。子どもと日々対応する中で、ユニバーサルデザインという新しい概念に触れる機会が少ない事情もあるでしょう。しかしながら、保育園も障がいのあるお子さんが多数入園していますし、あらかじめユニバーサルデザインの保育園を運営することは大事な視点です。そのため、職員向けのニュースなど、保育園にも適応した形で理解を深めてまいりたいと思えます。

(委員)

今回の調査でユニバーサルデザインの認知度が測られたわけですが、認知されている職員の割合が少ないと感じます。私も本協議会に参加するまで知らなかった言葉ですが、ユニバーサルデザインを簡単に説明しやすい言葉として使う必要があると考えております。

バリアフリーは浸透していると思いますので、例えばそれに対するデザインと心のバリアフリー、垣根を取り払うことをユニバーサルデザインだと説明してみるのもよろしいのではないのでしょうか。

(事務局)

心の中にある壁を取り除き、障がいのある方もない方も、またお子さんも高齢者も外国人の方の壁を取り除くという意味で、使いいただいて問題ないと思います。

しかしながら、仕組みや物をつくる時には、多様な方がいる。その方たちがハードもソフトも使っていくので、あらかじめ壁ができないようにしていくというのがユニバーサルデザイン、つまり予防的なものがユニバーサルデザインで、既にあるものを取り除いていくというのがバリアフリーとご理解いただければと思います。

(委員)

今回のアンケートは、選択制でやられたのか、自由回答だったのかを教えてくださいたいです。

(事務局)

回答は選択式で行っています。

## (2) 平成29年度事業について

(事務局から、資料2について説明)

(会長)

このガイドラインは、誰が読むことを前提にしてつくられているのでしょうか。

(事務局)

基本的には区の職員です。場合によっては、区の委託事業者にもお見せします。ただし、ユニバーサルデザインを理解いただくため、広く区民にも公開し参照できるよう作成してまいりたいと思っております。特に障がいのある方に対する理解や配慮については、区民が見てもわかる視点を取り入れたいと考えております。

（委員）

区では、障害者差別解消法が成立された後に職員対応指針等を設けましたが、対応指針と今回のガイドラインはどういったすみわけで使われるのか知りたいです。

また、ガイドラインがとても細かい内容まで触れられているので、かえって引いてしまうのではないのでしょうか。

（事務局）

障害者差別解消法に係る対応指針等は、障がい者に対する差別を解消していくために職員が行うべきことが書かれております。対してガイドラインは、職員がユニバーサルデザインの社会や制度をつくる中で、理解しておくべきことが記載されています。その点、職員のユニバーサルデザインの理解が低い背景には、自分の仕事には関係がないと思う職員が多数いるところにあると思います。実はそうではなく、一人ひとり関係あるということを理解してもらうためのツールとして作成してまいります。

また細かく表現している部分は、まずは正しく障がいのある方の困り事を理解してもらう。それから、合理的配慮の観点から合理的な手段を選びサービスにつなげるという視点で見ただければと思っています。

（委員）

ガイドラインは職員向け、障害者差別解消法に対応した要領というのは外に向けての表現であるとし、ガイドラインを職員が守るべきものとして、それをうまく応用して差別解消法の対応要領で活かしていくという、分け方でよろしいでしょうか。

（事務局）

大まかに言いますと、そのようにご理解いただきたいと思っております。差別解

消法につきましては、お互いがお互いを知ることが重要になります。差別解消法のマニュアルを公開している意味合いとしては、合理的配慮を求める側、つまり障がいのある方たちにもご理解をいただき、互いに接点を持っていい関係性を築く意味もあると考えております。そういった点で使い分けが生じることとなります。

(委員)

ガイドライン策定の目的に職員が活用していくと書いてしまうと、職員と区民を切り分けることになるのではないのでしょうか。特に生活の場面の内容を読みますと、小学校6年生ぐらいの子どもが読むといいだろうなど。こういう人に会ったら、どういことを心がけなければならないかがよく読み取ることができます。そうした観点から、職員に限ってしまうことがもったいないのではないのでしょうか。その点、「職員が活用していくことを目的とします」と明言しますと、一般の人が読む意欲をそがれますので、ここの表現は、職員や区民などを目的としているという表現にしてはどうでしょうか。

もう一点、ガイドラインの更新について、ユニバーサルデザインは基本的に積み上げていくこと、そのプロセスの中で自分たちがやっていることや環境を検証し、問題があればまたそれを改善する、そして、その後再度検証して積み上げていくという、スパイラルアップと言われるプロセスが重要です。そのことがガイドラインの更新の中にさらりと書かれているだけです。ここはユニバーサルデザインのメインだと思いますので、1つ項目立てして、PDCAサイクルを表す絵や、スパイラルアップの図などを掲載してはどうかと感じました。

(事務局)

まず1つ目のご意見についてお答えします。まずは一般の区民にも読んでいただき参考になるよう整理してまいりたいと思います。

次にスパイラルアップについてです。ここでは省略をしていましたので、理解が進む図などを作成します。

(委員)

今回のガイドラインが職員向けとするとユニバーサルデザインとは違うのではないかといった提案もありましたが、逆にユニバーサルデザインという考え方があり、職員がそれを理解して施策を実施していくというのは、別の問題ではないかと感じます。

これは私の意見ですけれども、ガイドラインをむしろ職員向けに特化してはいかがでしょうか。職員だけではなく他の方も使えるということになると、中途半端になるのではないのでしょうか。

（委員）

今の意見に賛成です。事務局からは、今回のガイドラインは職員が手にするという内側の考えをされております。一方、障害者差別解消法の対応要領は外に向けて発信する内容として区別できるので、それでいいと思います。というのは、ガイドラインがとても細かい内容になっているので、外に向けて出した際に理解はできるけど実践は難しいのではと思います。

（会長）

たたき台の段階ですので、まずは職員向けというのをきちんと意識していただきたいと思います。しかしながら、問題があるときに軌道修正をする機会もあろうかと思っておりますので、そのような進め方でお願いします。

（委員）

ガイドラインの概要を見ますと、ガイドラインが対象とする人、対象とする分野とあり、次のところで「大切にしていること」として具体的な表現をしておりわかりやすいです。ページをめくると、視覚的にも理解しやすい図がありこれもわかりやすく感じます。

しかし、ガイドラインの策定の目的に関しては、全文を読まないで理解できない印象です。まずはユニバーサルデザインが一体何なのかを端的に、キャッチフレーズのように表現してはいかがでしょうか。例えばすべての人がくらしやすい地域社会の実現、あるいはもてなしの心といったキーワードを拾いつつ、ガイドラインの策定の目的の部分に入れてはいかがでしょうか。

（事務局）

今ご指摘の点については、文章量が多くぼんやりした感じがあるかと思えます。本文の2段落目に、推進計画で掲げております将来像が入っているのですが、埋没している感じがあると。またユニバーサルデザインとバリアフリーの関係性についても、図と解説がなければ伝わりにくいのかと思えますので、目的のところに落とし込んでまいりたいと思えます。

(委員)

構成について、障がい者のことがメインになっている印象です。車いすや視覚・聴覚という意味で、おとしよりも全般的な項目に入っているとは思いますが、心のバリアフリーハンドブックを読んでいるようです。

また、前回掲載項目案を伝えていただいたときと異なる構成となっており、違和感があります。なぜかということ、当初ガイドラインの方針を伝えていただいたとき、内容が網羅されていていいなと思っていました。それが障がい者への接し方がメインになっていて、もったいないなと。

他の自治体で作成したユニバーサルデザインガイドラインを見ると、建物を建てることや印刷物などの作成における配慮事項があって、プラスアルファ当事者の特性とされています。前回示していただいた案にはそれが丸々載っていたのに、なぜ大幅に変わったのかということを知りたいです。

(事務局)

こういう障がいのある人にはこうしてくださいという構成にしますと、読み手がすべてを理解できない課題がありました。困り事というのは、別々の障がいであっても一緒の場合もありますし、逆に同じ障がいであっても、個性で別々の場合もあります。そこをわかっていたきたいという観点から、まずはコミュニケーションの大切さを、次に困り事をよく知ってもらい、設計する人間もサービスを提供する人間も制度をつくる人間も、みんなが何に困るのかということをもまず先にわかってもらおうということにしました。

また、ハード面はコミュニケーションの先にあるものですから、最後にハード面のことを記載しております。色覚のことや困り事に言及させていた



だいたいの、そういうことがわかれば、マニュアルで位置付けることなく設計ができるようになるのでは、という期待を込めているところです。

（委員）

ユニバーサルデザイン推進計画で示した目的を書かなくてもいいのでしょうか。

（事務局）

今回つくるガイドラインは、計画で示した目的をはるか先まで見通し、職員がユニバーサルデザインをきちんと理解して仕事をするためには、困り事の中で人としての機能の制限や障がいがある方への理解というのが、非常に重要な要素であるとされています。そのうえで、計画で定めた将来像をめざすことが目的です。

高齢で体が不自由な方、あるいはコミュニケーションに関しては外国人の方などの困り事を視点として対象をわける。例えば、病気などで一時的に困りごとが発生することもありうることを認識する。そしてさまざまな困り事があるのだから、ユニバーサルデザインを理解したうえで実現してほしいことに結びつけられる職員となるよう、目的で整理してまいります。

（委員）

なぜ職員がユニバーサルデザインを実践しなければいけないのかという目的が曖昧な印象です。

（事務局）

職員の動機づけも含め、目的のところを見やすく伝わりやすく整理してまいります。

（会長）

ある区の会議の話で出た意見です。障がいごとに説明がなされている、あるいは建物の玄関はこう、入り口はこうと部位別に書かれている従来のものと、項目だけが増えていきます。例えば「LGBT」という性的不一致を感じる方々の項目も候補に挙がりますが、作る側も中身をどう整理すればよいかわからなくなります。

自分は障がいがないから関係ないといって読まないのではなく、困り事を

整理し、当事者の方たちが困ることが何かという項目別にして、それに対する対応を書いていく。その過程で障がい名や部位別というのはやめようという議論になりまして、ある意味区の困り事を頭に出しているというのは斬新であるという意見もあると思います。そういう意味では、先頭を切っているという感想でした。

(委員)

公共施設を整備する際、当事者の方と工事現場を回るなどして、当事者が使いやすいような整備がなされているのでしょうか。

(事務局)

例えば、段差解消ブロック整備の際に当事者の方からご意見を聞くということをしたことがあります。

残念ながら、すべての場所に同行していただくというのは困難なものですから、私どもとしては、やはり当事者の気持ちになる、あるいは当事者の体験を経験するなどにより、設計する職員が障がいを理解するということが重要と考えています。

(会長)

当事者参加の問題につきましては、随所でご意見をいただいて、ほかのところにも反映していただくというようなことが必要だと感じます。

また、ガイドラインが職員向けのものとするならば、当事者の声を聞く場を設けるよう記載してもよいのではないかと感じました。

(事務局)

事業の規模を踏まえまして、本協議会をはじめとした当事者参加という形で現場を見ていただくことも含めた検討をしてみたいと思います。

(委員)

対応の視点のところで、率先して声をかける、あるいは対応方法を確認する、さりげない対応、動線の確認というようなことを挙げられています。おとしよりや障がいのある方から歩行者が怖いという意見を聞いたことがあります。特に歩行量が多いところでは、若い人が歩きスマホをしていて、歩行が不安定なおとしよりにぶつかることがあるようです。自分自身

が歩行するときに、歩行に困難な人もいるから気をつけて歩くということも立派な対応の一つだと思いますので、どこかに加筆してはいかがでしょうか。

（委員）

動くことに困る主な対象者について、子どもと精神障がい者が入っています。この2つが対象となるならば、知的障がい者、及び物が見えづらい方のことも入れてはどうでしょうか。例えば、知的障がいのある人には案内表示や動線が理解できず、目的地へスムーズに動くことが難しいです。

（事務局）

いずれも記載内容を整理してまいります。

（委員）

構成案について提案です。まず困り事があり、そういう困った方々に対する対応があって、その後に施設整備の話が出てくるように構成されています。しかしながら、困る人がいて、それを人的対応で解決することができれば、施設整備の考え方がどうなるのかという疑問があります。困っている人がいる、それをユニバーサルデザインで困らないよう最初から考えて施設計画を立てる。それでも越えられない部分は、人的な対応で解決するというものが、ユニバーサルデザインのイメージです。

しかし、既存の施設などは段差の解消は難しいでしょう。その中で、ハードとソフトを一体とした具体的な対応を例示することも大切です。そのため、ハードとソフトが引き離されないよう整理してはいかがでしょうか。

（事務局）

第2章はソフト面のことを中心に書いていますが、ハード面についても言及しないとつながらないということだと思います。表現を工夫してまいります。

（委員）

案の構成を見ますと、最初のところが車いす利用者への対応ということで、非常に細かい点が出ています。これは実際にサポートするという意味で、大切な視点だと思います。しかしながら、その後に掲載されている妊

娠中の方への対応や乳児連れの方への対応などの項目は量が少ない印象です。これは車いす使用者に対してはいろいろなノウハウ、知識や技能が蓄積されていますから、かなり整備された形で表現されているのでしょう。ところが、妊娠中、あるいは子ども連れというのは、最近クローズアップされていることもあり、内容的に少なくなってしまうのではないのかと思います。

また不安や不便さについて、最近経験したことをお話しします。電車に乗ったとき、席に座っていたら近くにふくよかなお腹をした女性が立たれていました。この人が妊娠中なのか迷っていたら、バッグにサインをぶら下げていることに気が付きました。

妊娠中の人たちは特別なサポートを必要としているということをサインでアピールしているわけですから、それを受け取るということも大切なことです。見た目だけで判断するのではなく、そこに想像力を働かせ、この人は一体何を困るのか、そういう前提で見る必要があると感じます。参考資料として関連するマークなどの一覧が網羅されるかと思いますが、マークやサインなども不安や不便さのところへ入れるのもよいのではないのでしょうか。

（事務局）

例えば、車いすの方は不便さ・困りごとが想像しやすいですが、内部障がいの方や妊娠中の方については一目ではわかりませんから、配慮が必要な場合がありますということを、きっかけとしてここに載せていきたいと思っています。

また項目ごとでボリュームが違うというご意見については、さまざまなご意見をいただきながら、記載内容を検討してまいりたいと考えております。

（委員）

「訪日外国人」という言葉を、「在日外国人」としてはいかがでしょうか。区役所に来る外国人の方は、観光者ではなく実際に区に住んでいる人が多いです。心のバリアを取り除くこととつながりますが、訪日とすると

バリアがあるイメージです。

また外国人の住民への対応を向上するための具体的な方法が書かれていない印象です。例えば、必要な手続をできるだけ多言語にすると記載してはいかがでしょうか。中国語と世界共通語の英語は重要な手続説明などの際に翻訳するべきだと考えます。そのことにより、日本語の会話がうまくできない、あるいは日本語が読めない方の不安も解決されると思います。

さらに「相手の文化を尊重し、理解するようにしましょう」という記載についての提案です。もちろん日本に住んでいる外国人としては、日本の文化も尊重すべきものですが、職員からすると、区役所に来ている外国人は、違う背景で育てられ遠方から日本に来て生活していることを認識すべきだと感じます。そのため、そういった外国人の住民は、単純に観光をしているのではなく、社会の一部という考え方にしてはいかがでしょうか。

（事務局）

訪日というと来訪しているという意味ですので、例えば外国籍の方も日本で生まれ住んでいる方もいらっしゃいます。一面的であるというご指摘はそのとおりだと思いますので、わかりやすく整理してまいります。

また、多言語対応についてのご指摘をいただきました。区では、国際交流部門による多言語対応マニュアルもつくっていますので、こちらをきちんと理解するというものを記載してまいりたいと考えております。

（委員）

訪日外国人についてですが、「外国人」としてはいかがでしょうか。例えば発達障がいの中にも細かく分けるといろいろな特性があり、それぞれ違います。主な対象者の中に書かれていますから、外国人でよいと思います。

（会長）

いろいろな言い方がありますが、日本で生まれて日本国籍を持っているけれども、日本語をしゃべれないという方もいますよね。

（事務局）

ご提案のとおりだと思しますので、外国人とします。

(会長)

文化の違いを理解しましょうといっても、読んでいる人は何を理解したらいいのかわからないと思います。例えば文化の違いによるトラブルなど、職員が思わず陥ってしまいそうな事例を幾つか挙げていただくと、よりわかりやすく説明できるのではないかと思います。

(オブザーバー)

ボランティアセンターでは、多文化共生の役割を担っており、外国人の方がたくさんいらっしゃっています。東日本大震災の際、高台に避難してくださいといった放送を流したところ、外国人の方は「避難」という言葉がわからず逃げ遅れた事例があるということを知りました。そこで、やさしい日本語を心がけるといところを、記載していただきたいと思います。多言語対応のマニュアルによれば、日本語、英語、中国語、韓国語の4言語のみです。そのうち、日本語にルビが振っていますが、難しい熟語のみルビが振ってありました。そうしますと、残りの3カ国語以外の方は、日本語のルビを読まなければいけない。そのため、難しい熟語は使用せず、なるべく安易なやさしい言葉遣いをするといいいのではないのでしょうか。例えば「避難」だったら「逃げる」、「提出」も「書類を提出してください」ではなく、「役所に出す」といった言い方にルビをつけなければ、3言語以外の方たちはまずわからないと思しますので、易しい日本語というようなところをつけ加えていただけたらと考えます。

(会長)

事例がないと理解が進まないので、「避難してください」を「逃げてください」などの具体的な対応表を作成してはいかがでしょうか。

(委員)

サポートの視点のところにも、もっと具体例を載せてはいかがでしょうか。「抽象的な言葉」と「改善例」だけだとわかりづらい印象です。より具体的な説明があればよいと思います。

(事務局)

具体例などを用いてサポートの視点を充実させてまいりたいと思います。

（委員）

知的、精神、発達障がいの対応が先にあり、その次が、失語症と高次脳機能障がいとかなり細かい分類にされており違和感があります。認知症は社会的な問題とされていますが、なぜ失語症と高次脳機能障がいと位置づけられたのかをお聞きしたいです。

（事務局）

失語症と高次脳機能障がいについては、理解が進んでいないという意味で取り上げていくべきだと思います。一方、認知症の方というのも相当数いらっしゃいますので、ここに加えていく必要があろうと思います。分類を整理しながら入れてまいりたいと思います。

（委員）

職員向けだけではなく、誰もが広く理解できる簡単な冊子をつくり、区民の方へユニバーサルデザインはこういうことですよということを知ってもらうのはいかがでしょうか。例えば、ちょっとした買い物だからと自転車を歩道に置いておくと、杖を使用する方が通るときにぶつかってしまうこともあります。障がい者だけの問題ではなく、みんなの問題としてわかるような冊子をつくってはどうか。

（事務局）

歩きスマホの話も出ましたが、マナーの問題は広く区民にご理解いただかなければならないという点が課題となっております。そのため、区民向けのユニバーサルデザイン啓発マニュアル、これは冊子になろうかと思えますけれども、そういったところでマナーの問題もあわせて説明してまいります。

（委員）

音が聞こえない方や外国人の方など、言葉が通じない場合にはピクトグラムを使用するよう心がけましようとして書いてあります。しかしながら、高齢者など文字が見えにくい方々にとっても、ピクトグラムは理解できるデザインではないでしょうか。そこで、ピクトグラムを提示して注意喚起する

	<p>と別の項目にも記載してはいかがでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>対応策を記載する方向で、整理してまいりたいと思います。</p> <p>(委員)</p> <p>ガイドラインの目的を考えますと、ユニバーサルデザインを一人ひとりが取り組んでいくということをどこかへ記載する必要があるのではないかと感じます。こうすればいいと例示するだけで終わってしまうと、それでスパイラルアップも終わってしまうと思います。もっといいやり方があるのではないか、あるいは改善したらもっとよくなるのではないかと考えられる活用を促すことが必要だと考えております。</p> <p>(事務局)</p> <p>一人ひとりが自分で考え物をつくることが何より大事だと思っておりますので、全体構成を検討します。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>(事務局)</p> <p>次回の協議会の予定ですが、来年の1月19日午前10時から、南館4階の災害対策室で開催させていただきます。開催日が近くなりましたら、通知を送らせていただきます。</p> <p>また、本日の協議会についてご意見等がございましたら、随時事務局までお寄せいただければと思います。</p> <p>(会長)</p> <p>ほかに何もありませんでしたら、これで閉会といたします。ご議論ありがとうございました。</p> <p><b>4 閉会</b></p> <p>(閉会)</p>
<p><b>所管課</b></p>	<p>福祉部障がい者福祉課ユニバーサルデザイン推進係</p> <p>(電話：3579-2252)</p>